

年金生活者支援給付金の支給に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、公的年金等の収入金額と一定の所得との合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金の受給者に国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎とした老齢年金生活者支援給付金又は保険料納付済期間を基礎とした補足的老齢年金生活者支援給付金を支給するとともに、所得の額が一定の基準以下の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給することにより、これらの者の生活の支援を図ることを目的とすること。（第一条関係）

第二 老齢年金生活者支援給付金

一 国は、老齢基礎年金の受給権者であつて当該老齢基礎年金の裁定の請求をしたものが、その者の前年の公的年金等の収入金額と所得との合計額（政令で定める場合にあつては、当該合計額を基準として政令で定めるところにより算定した額とする。以下「前年所得額」という。）が、老齢基礎年金満額を勘案して政令で定める額（以下「所得基準額」という。）以下であることその他その者及びその者と同一の世帯に属する者の所得の状況を勘案して政令で定める要件に該当するときは、当該老齢基礎年金の受

給権者に老齡年金生活者支援給付金を支給するものとする。ただし、次のいずれかに該当するとき（3に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定めるときに限る。）は、支給しないものとする。

（第二条関係）

1 日本国内に住所を有しないとき。

2 当該老齡基礎年金の全額につきその支給が停止されているとき。

3 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

二 老齡年金生活者支援給付金は、月を単位として支給することとし、その月額は、次に掲げる額を合算した額とするものとする。 （第三条関係）

1 給付基準額に、その者の保険料納付済期間の月数を四百八十で除して得た数を乗じて得た額

2 老齡基礎年金満額に、その者の保険料免除期間の月数の六分の一（保険料四分の一免除期間にあつては、十二分の一）に相当する月数を四百八十で除して得た数を乗じて得た額を十二で除して得た額

三 給付基準額は、五千円とし、当該給付基準額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）がこの法律の施行の日の属する年の前年（この項の規定によ

る給付基準額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下回るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の給付基準額を改定するものとする。こと。（第四条関係）

四 老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者は、老齢年金生活者支援給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働大臣に対し、その受給資格及び額について認定の請求をしなければならないものとする。こと。（第五条第一項関係）

五 その他老齢年金生活者支援給付金の支給期間及び支払期月、支給の制限及び未支払給付金に係る要の規定を設けるものとする。こと。（第六条から第九条まで関係）

第三 補足的老齢年金生活者支援給付金

一 国は、老齢基礎年金の受給権者であつて当該老齢基礎年金の裁定の請求をしたものが、その者の前年所得額が所得基準額を超え、かつ、所得基準額を勘案して政令で定める額以下であることその他その者及びその者と同一の世帯に属する者の所得の状況を勘案して政令で定める要件に該当するときは、当該老齢基礎年金の受給権者に対し、補足的老齢年金生活者支援給付金を支給するものとする。こと。ただし

、第二の一ただし書と同様の不支給の基準を定めるものとする。 (第十条関係)

二 補足的老齢年金生活者支援給付金の額は、月を単位として支給するものとし、その月額は、第二の一の額からその者の前年所得額の逓増に応じ、逓減するように政令で定める額とするものとする。 (

第十一条関係)

三 補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者は、補足的老齢年金生活者支援給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働大臣に対し、その受給資格及び額について認定の請求をしなければならぬものとする。 (第十二条第一項関係)

四 補足的老齢年金生活者支援給付金の支給を受けている者につき、前年所得額の変動が生じた場合における補足的老齢年金生活者支援給付金の額の改定は、八月から行うものとする。 (第十三条関係)

五 第二の五は、補足的老齢年金生活者支援給付金について準用するものとする。 (第十四条関係)

第四 障害年金生活者支援給付金

一 国は、障害基礎年金の受給権者であつて当該障害基礎年金の裁定の請求をしたものが、その者の前年の所得がその者の所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて政令で定める額以下であるとき

は、当該障害基礎年金の受給権者に対し、障害年金生活者支援給付金を支給するものとする。ただし、第二の一ただし書と同様の不支給の基準を定めるものとする。こと。（第十五条関係）

二 障害年金生活者支援給付金の額は、月を単位として支給するものとし、その月額は、給付基準額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者として障害基礎年金の額が計算されるものにあつては、給付基準額の百分の百二十五に相当する額）とするものとする。こと。（第十六条関係）

三 障害年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者は、障害年金生活者支援給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働大臣に対し、その受給資格及び額について認定の請求をしなければならないものとする。こと。（第十七条第一項関係）

四 障害年金生活者支援給付金の支給を受けている者につき、障害の程度が増進し、又は低下したことにより障害基礎年金の額が改定された場合における障害年金生活者支援給付金の額の改定は、当該障害基礎年金の額が改定された日の属する月の翌月から行うものとする。こと。（第十八条関係）

五 第二の五は、障害年金生活者支援給付金について準用するものとする。こと。（第十九条関係）

第五 遺族年金生活者支援給付金

一 国は、遺族基礎年金の受給権者であつて当該遺族基礎年金の裁定の請求をしたものが、その者の前年の所得がその者の所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて政令で定める額以下であるときは、当該遺族基礎年金の受給権者に対し、遺族年金生活者支援給付金を支給するものとする。ただし、第二の一ただし書と同様の不支給の基準を定めるものとする。 (第二十條關係)

二 遺族年金生活者支援給付金の額は、月を単位として支給するものとし、その月額は、給付基準額とするものとする。ただし、遺族基礎年金の受給権を有する子にあつては、給付基準額をその子の数で除して得た額とするものとする。 (第二十一條關係)

三 遺族年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者は、遺族年金生活者支援給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働大臣に対し、その受給資格及び額について認定の請求をしなければならないものとする。 (第二十二條第一項關係)

四 遺族基礎年金の受給権を有する子であつて遺族年金生活者支援給付金の支給を受けている者につき、その子の数の増減を生じた場合における遺族年金生活者支援給付金の額の改定は、当該増減を生じた日の属する月の翌月とするものとする。 (第二十三條關係)

五 第二の五は、遺族年金生活者支援給付金について準用するものとする。 (第二十四条関係)

第六 不服申立て

厚生労働大臣のした老齢年金生活者支援給付金、補足的老齢年金生活者支援給付金、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金（以下「年金生活者支援給付金」と総称する。）の支給に関する処分は、国民年金法に基づく処分とみなして、国民年金法及び社会保険審査官及び社会保険審査会法の規定を適用するものとする。 (第二十五条第一項関係)

第七 費用

一 年金生活者支援給付金の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担するものとし、毎年度、予算の範囲内で、年金生活者支援給付金に関する事務の執行に要する費用を負担するものとする。 (第二

十六条関係)

二 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付するものとする。 (第二十七条関係)

第八 その他

年金生活者支援給付金に係る支払の調整、時効、不正利得の徴収、受給権の保護、公課の禁止、届出、調査、日本年金機構への権限に係る事務の委任及び事務の委託並びに罰則に関する所要の規定を設けるものとする。こと。（第二十八条から第五十二条まで関係）

第九 施行期日

この法律は、一部を除き、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行するものとする。こと。

第十 検討等

一 年金生活者支援給付金の額その他の事項については、低所得である高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況及び老齢基礎年金の満額等を勘案し、総合的に検討が加えられ、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。こと。（附則第三条関係）

二 年金生活者支援給付金の支給に要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。こと。（附則第四条関係）

第十一 経過措置等

その他所要の経過措置を設けるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする。 （附則

第五条から第二十三条まで関係）